

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路又は道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道路又は道の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき 50,000円	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路又は道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道路又は道の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき 50,000円
建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 27,000円			
建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 33,000円	建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 33,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法第85条第5項の規定による仮設興行場の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 120,000円	建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 120,000円
建築基準法第85条第6項の規定による特別な仮設興行	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 160,000円			

場等の建築の料					
許可の申請に					
対する審査					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査の項の規定及び建築基準法第85条第6項の規定による特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。